

■ 手術に関する施設基準【医科】 (2024年1月～12月・手術件数) 厚生労働省告示により以下の手術に関し、実施件数を掲示します。■

頭蓋内腫瘍摘出術等	190	黄班下手術等	11	鼓室形成手術等	1
肺悪性腫瘍手術等	99	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	116	靱帯断裂形成手術等	91
水頭症手術等	59	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	尿道形成手術等	0
角膜移植術	0	肝切除術等	64	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4
上顎骨形成術等	3	上顎骨悪性腫瘍手術等	13	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
母指化手術等	3	内反足手術等	0	食道切除再建術等	5
同種死体腎移植術等	0	胸腔鏡下又は腹腔鏡下を用いる手術	832	人工関節置換術	293
1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術等					0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術					63
冠動脈、大動脈バイパス移植術等(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術					61
経皮的冠動脈形成術	235	経皮的冠動脈粥腫切除術	0	経皮的冠動脈ステント留置術	251

■ 手術に関する施設基準【歯科】 (2024年1月～12月・手術件数) 厚生労働省告示により以下の手術に関し、実施件数を掲示します。■

舌悪性腫瘍手術	9	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	0	上顎骨悪性腫瘍手術	3
自家遊離複合組織移植術	4				